

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 侵害財産
権返還請求上告及び同上告受理事件

国側当事者・国

平成21年10月2日棄却・不受理・確定

（第一審・新潟地方裁判所高田支部 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年10月30日判決、
本資料258号－207・順号11065）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年3月12日判決、本資料25
9号－45・順号11158）

決	定
上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	奥寺 政隆

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主
張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成21年10月2日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中川 了滋

裁判官 今井 功

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫